



★ 雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上、または  
3.0%以上となる賃上げ方針の表明が必要

$$\text{雇用者給与等支給額（注1）の増加率} = \frac{\text{【A】} - \text{【B】}}{\text{【B】}}$$

（注1）雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（棒給・給料・賃金・歳費および賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。